負担限度額認定(食費・居住費の軽減)の申請について

介護保険の施設サービス(介護者人福祉施設、介護者人保健施設、介護医療院、地域密着型介護 者人福祉施設)及び短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)を利用するときの食費 と居住費は、利用者が全額自己負担することとなっております。

ただし、一定の低所得要件を満たした場合、所得に応じた限度額が設けられており、食費と居住費が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要となるため、以下の要件を満たす方は申請をしてください。

■該当要件

利用者 負担段階	該当となる収入等要件			預貯金等 資産要件	
	生活保	護受給者*1			
第1段階	町民税	非課税である老齢福祉年金受給者	単身 夫婦	1,000 万以下 2,000 万以下	
第2段階	世帯昌	前年の合計所得金額、課税年金収入額、 非課税年金 ^{*2} 収入額の合計が80.9 万以下	単身 夫婦	650 万以下 1,650 万以下	
第3段階①	が町民税非課税世帯員及び配偶者	前年の合計所得金額、課税年金収入額、 非課税年金 ^{*2} 収入額の合計が80.9 万超 120 万以下	単身 夫婦	550 万以下 1,550 万以下	
第3段階②	課税者	前年の合計所得金額、課税年金収入額、 非課税年金 ^{*2} 収入額の合計が 120 万超	単身 夫婦	500 万以下 1,500 万以下	

- ※1 生活保護受給者は預貯金等の要件がありません。
- ※2 非課税年金の主な種類としては、障害年金や遺族年金があります。

■申請に必要な書類

- ●負担限度額認定申請書 ●同意書
- ●本人と配偶者の預貯金通帳等、資産の金額が分かる書類のコピー(詳しくは裏面を参照) (通帳は最新の情報を記帳し、直近3ヶ月前までの残高が分かるようにしてください。)
- ※原本をお持ちいただいた場合、役場でコピーを取ります。

■一日あたりの基準費用額及び負担限度額

#1 D #	食 費		居住費					
利用者			ユニット型		従来型個室		2+5	
	施 設サービス	ショート ス テ イ	個室	個室的 多床室	特養等	老健 • 医療院等	多床室	
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066 円	1,728円	1,231 円	1,728円	特養等 915 円 老健・医療院 ^{※3} 697 円 老健・医療院等 437 円	
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	O円	
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	
第3段階②	1,360円	1,300 円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	

^{※3 「}その他型」もしくは「療養型」の介護者保健施設または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

負担限度額認定の申請に必要な添付書類について

■預貯金等の資産の例及び必要な添付書類

資産の種類	審査 対象資産	添付書類など
		通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
預貯金(普通・定期)	0	※下記が確認できる部分の写し ①金融機関名・支店・口座番号・名義が分かる部分(見開きのページ) ②最新の残高が分かる部分(申請する前に 記帳し、直近3ヶ月前までの残高が確認で きるようにしてください。)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	0	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	0	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	0	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の 写し(ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金など)	0	自己申告 (申請書に金額をご記入ください。)
負債(借入金・住宅ローンなど)	0	借用証書など
生命保険	×	
自動車	×	
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・ 家財など)	×	

■問合せ

T039-0198

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43

三戸町役場 健康長寿課 高齢者支援班

TEL:0179-20-1153 FAX:0179-20-1105